

NO. 476
平成15年(2003)
10/18 (土)



小笠原 OGASAWARA -

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL 04998 (2) 3111
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

臨時号

11月9日(日)は衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。
<母島は繰上投票11月8日(土)です>

【選挙日程】

公示日 平成15年10月28日(火)
繰上投票日(母島) 11月8日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島) 11月9日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日 11月9日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ 昭和58年11月11日以降 投票できません
昭和58年11月10日以前

小笠原村に住民登録
の届出をしたのは
いつですか？

平成15年7月27日以前 小笠原村で投票できます
(不在者投票される方は裏面の 印をご覧ください)

平成15年7月28日以降 投票日に小笠原村では投票できません。

前住所地から投票用紙等を取り寄せて小笠原村で不在者投票を行なうか、
前住所地の投票所での投票となります。

(注) 前住所地から投票用紙等を取り寄せて不在者投票を行う場合は、前住所地の選挙管理委員会あてに
郵送で投票用紙等の請求が必要です。10月22日父島発のおがさわら丸で郵送で請求を行ってください。
必要な用紙は村役場に置いてあります。詳しくは選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

【不在者投票について】

投票日に投票所へ行けない方のために不在者投票制度があります。
不在者投票所へは投票所入場券を持参してください。

不在者投票期間 小選挙区・比例代表選挙 10月28日(火)～11月8日(土)
最高裁判所裁判官国民審査 11月2日(日)～11月8日(土)
(母島にお住まいの方は母島繰上投票日の前日の11月7日(金)までとなります。)

受付場所と時間 父島：村役場総務課 午前8時30分～午後8時
母島：母島支所 午前8時30分～午後6時

不在者投票用紙の請求について

不在者投票用紙の請求は、公示日前(10月28日(火)より前)でもできますのでお問い合わせください。
また、10月28日(火)は立候補の届出日となっており、不在者投票記載台には小選挙区および比例代表
立候補者・政党等の一覧が貼り出されていませんのでご注意ください。

小笠原村以外の市町村で不在者投票される方へ

【投票用紙等の請求について】

10月24日(金)までに村役場総務課または母島支所へ不在者投票の投票用紙等の請求を行ってください。

(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

請求いただいた投票用紙等は滞在先へ郵送されます。(10月26日(日)から発送いたします。)
(なお、最高裁判所裁判官国民審査は、船便の都合により村外での不在者投票ができませんのでご了承ください。)

到着したら本人が直ちに(ただし公示日の10月28日(火)以降)滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院等()に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。

11月6日(木)竹芝出港のおがさわら丸に郵送で間に合うよう余裕を持ってお済ませください。

(この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。)

指定病院について：入院されている病院等が、不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院等のことをいいます。

(詳しくは入院されている病院等にご確認ください。)

【父島～母島間で、10月27日以降 転居された方の投票について】

父島 母島へ転居された方 **11月9日(日)の投票日に父島で投票となります。**

(11月8日(土)までに母島支所もしくは父島の村役場において不在者投票を行うこともできます。)

母島 父島へ転居された方 **11月8日(土)の繰上投票日に母島で投票となります。**

(11月7日(金)までに父島の村役場(7日の午前10時まで)もしくは母島支所において不在者投票を行うこともできます。)

不在者投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(() = その場所において不在者投票できます。 × = 不在者投票できません。)

最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票は、11月2日(日)からになります。

	不在者 投票場所	10/28(火) ～11/6(木)	11/7(金)	11/8(土) (母島繰上投票日)	11/9(日) (父島投票日)
父島 母島へ 転居された方	父島 村役場総務課 (8:30～20:00)				×
	母島支所 (8:30～18:00)				
母島 父島へ 転居された方	父島 村役場総務課 (8:30～20:00)		(8:30～10:00)	×	×
	母島支所 (8:30～18:00)			×	×